



鳥取県公報

平成 21 年 5 月 22 日 (金)
第 8 0 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	自動車税の収納の事務の委託 (361) (税務課) 2
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センターの指定 (362) (雇用就業支援チーム) 2
	保安林の指定予定 (4 件) (363~366) (森林・林業総室) 3
	水防法による浸水想定区域の指定等 (367) (河川課) 5
◇ 教委告示	平成 22 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (10) (高等学校課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会図書館) 7

告 示

鳥取県告示第361号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までにおける自動車税（それぞれの年度の4月1日を賦課期日とするものに限る。）の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託契約の相手方

地銀ネットワークサービス株式会社
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
株式会社サークルKサンクス
株式会社デイリーヤマザキ
ミニストップ株式会社
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン
株式会社ポプラ
株式会社ココストアイースト
株式会社スリーエフ
株式会社セーブオン
株式会社ココストア
国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社セイコーマート
株式会社しんきん情報サービス

2 委託年月日

平成21年3月31日

鳥取県告示第362号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項の規定に基づき、同法第42条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第41条第3項の規定により告示する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定した者の名称 一般社団法人八頭町シルバー人材センター

2 指定した者の住所 八頭郡八頭町宮谷254-1

3 指定した者の事務 八頭郡八頭町宮谷254-1

所の所在地

4 指定に係る地域 八頭郡八頭町の全域

5 指 定 年 月 日 平成21年5月18日

鳥取県告示第363号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字三吉字客ノ谷110、110の3、110の4、110の6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第364号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町中世上山根772、786の1、字肥谷680の1、字八丁579、字山根136の1、136の2、137、138、字三ヶ口547、549、551、552、564、570、571、字大谷口236、237、字寺土居81の1、83、85、87、89、90の1、字床辺665、668から672まで、675の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

鳥取県告示第365号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字湊見字大イノ谷833の2、833の3、834
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第366号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町小竹字上ノ坂662の1、670の1、672の1、678、679
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第367号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく浸水想定区域の指定をしたので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成21年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 浸水想定区域を指定した河川の名称
一級河川千代川水系大路川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表記した図面を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第10号**

平成22年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成21年 5 月 22 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成22年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

- 1 基本方針
鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。
- 2 出願資格
鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成22年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜
 - (1) 推薦入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。
なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。
ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。
 - ア 実施期日
平成22年2月9日（火）
 - イ 検査内容
(ア) 面接又は口頭試問は、入学志願者全員に対して実施する。
(イ) 作文又は小論文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。
 - ウ 選抜方法
合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接（又は口頭試

問)、作文(又は小論文)、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成 22 年 3 月 12 日(金)に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成 22 年 3 月 4 日(木)及び 5 日(金)(ただし、学力検査は、平成 22 年 3 月 4 日(木)とする。)

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3 教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも 50 分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が 3 教科又は 4 教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50 点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1 教科又は 2 教科の得点を 1 倍を超え 2 倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8 対 2 から 2 対 8 までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書(合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録)、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を 2 倍するものとする。

エ 合格発表

平成 22 年 3 月 12 日(金)

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成 22 年 3 月 23 日(火)

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成22年3月25日（木）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 実施期日

平成22年3月2日（火）から同月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障害のある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

(2) 選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務委託 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成21年3月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サンメンテナンス
大阪府大阪市中央区常盤町二丁目2-5
- 5 落 札 金 額 31,279,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成21年1月27日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式

- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立図書館総務課
及び所在地 鳥取市尚徳町101